

過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法に係る課税免除

(能代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例)

産業の振興により能代市の発展を図るため、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」等に基づき、令和3年4月1日から令和9年3月31日までに取得された事業用設備で、次の要件に該当する場合は、申請により固定資産税の課税免除が受けられます。

1 対象地域

能代市全域

2 対象業種

製造業、旅館業（下宿営業を除く）、情報サービス業、農林水産物等販売業

3 取得要件

- ・青色申告書を提出する個人又は法人
- ・租税特別措置法第12条第4項または同法第45条第3項に規定する特別償却の適用を受けることができる設備であり、下表の取得価額に該当するもの。

業種	事業者の規模 (資本金の額等)	対象となる設備投資	取得価額※
・製造業 ・旅館業 (下宿営業を除く)	・個人 ・法人 5,000 万円以下	取得又は製作もしくは建設 (建物及びその附属設備の場合は、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む。)	500 万円以上
	・法人:5,000 万円超 1億円以下	新設、増設のみ	1,000 万円以上
	・法人:1億円超	新設、増設のみ	2,000 万円以上
・情報サービス業 ・農林水産物等 販売業	・個人 ・法人:5,000 万円以下	取得又は製作もしくは建設 (建物及びその附属設備の場合は、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む。)	500 万円以上
	・法人:5,000 万円以下	新設、増設のみ	

※土地の取得価額は判定に含まれません。

4 課税免除の対象

令和3年4月1日から令和9年3月31日までに取得された固定資産税

【土地】取得日の翌日から起算して1年以内に対象建物の建設に着手していること。

対象面積は、建物の対象部分にかかる垂直投影面積となる。

【家屋】直接事業の用に供するもの。製造業は、事務所・倉庫等を除く。

旅館業は、従業員寄宿舎等を除く。

【償却資産】直接事業の用に供する機械及び装置。

同一法人で別の工場から移動したものを除く。旅館業は、機械及び装置を除く。

5 免除期間

対象となる固定資産が最初に課税される年度から3年間

6 申請期限

毎年1月31日まで（償却資産申告書と一緒に提出してください。）

7 提出書類

様式は能代市ホームページからダウンロードしてください。

- (1) 課税免除申請書類
 - ・課税免除申請書様式第1号
 - ・事業主別調書
 - ・取得資産の明細書（土地・家屋）別紙1
 - ・取得資産の明細書（償却資産）別紙2
- (2) 青色申告書を提出する事業者であることがわかる書類
 - 【法人】法人税申告書
 - 【個人】確定申告書
- (3) 業種、資本金の額等が確認できる書類
 - 【法人】履歴事項全部証明書
 - 【個人】定款、会社概要、事業報告書等
- (4) 課税免除対象部分の確認ができる書類
 - 【家屋、償却資産】
事業所全体の平面図、位置図、配置図等で対象となる資産の配置場所に印をつけたもの
- (5) 土地を除く取得等があった資産が減価償却資産であることがわかる書類
 - 【法人】・法人税施行規則別表第16（1）・（2）
 - ・特別償却の付表
 - ・特別償却を行わなかった場合は特別償却を行わない理由書 別紙3
 - 【個人】減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し（青色申告決算書等）
- (6) 対象資産の取得日及び取得価額の合計が確認できる書類
 - 【土地、家屋】固定資産台帳兼減価償却計算書または売買契約書の写し、
工事請負契約書の写し、全部事項証明書等
 - 【償却資産】償却資産申告書
- (7) 土地取得の翌日から1年以内に家屋の建設に着手していることがわかる書類
 - ・土地売買契約書の写し
 - ・建築工事請負契約書の写しまたは建築工事着手届の写し
- (8) 旅館業の場合
 - ・旅館業法第3条第1項の規定による営業許可証の写し
- (9) 資本金の額等が5千万円超の法人で既存設備の取替え、更新のための新增設をした場合
 - ・設備の生産能力、処理能力が概ね30%以上増加していることがわかる仕様書、カタログ等
- (10) 土地、家屋、構築物で対象とならない部分がある場合
 - ・対象面積とその算出根拠がわかる資料
 - ・対象面積による按分により算出した取得価額がわかるもの

※その他、必要に応じて個別に書類の提出を求め場合があります。

8 問合せ・提出先 能代市 総務部 税務課 固定資産税係

TEL 0185-89-2127（直通） FAX 0185-89-1764